

令和8年度(2026年度)第1回熊本県労働審議会 会議次第

日時：令和8年(2026年)5月26日(火) 午後3時～

場所：ホテル熊本テルサ 2階 ひばり

1 開 会

2 挨 拶

商工労働部 荒木労働雇用創生課長

3 諮 問

4 議 事

(1) 熊本県ブライト企業推進事業について(審議)

(2) 就職氷河期世代を含む中高年層をはじめとする幅広い世代への就労支援事業について(報告)

(3) 産業人材の育成・確保に関する取組みについて(報告)

5 答 申

6 閉 会

1 ブライト企業について

熊本県では、従業員や求職者から見た魅力ある企業づくりを支援するため、平成27年度から、働く人がいきいきと輝き、安心して働き続けられる企業をブライト企業として認定し、その優れた取組みを広く紹介することで、県内企業の労働環境の向上や若者の県内就職を促進している。令和8年4月1日現在、546社の企業をブライト企業（プラチナブライト企業5社を含む）として認定している。

<ブライト企業とは>

働く人がいきいきと輝き、安心して働き続けられる企業（熊本県の造語）。

【基本的な要件】

- ・従業員とその家族の満足度が高い
- ・地域に雇用を生み出している
- ・地域社会・地域経済への貢献度が高い
- ・安定した経営を行っている

2 ブライト企業の認定について

ブライト企業認定事務実施要綱に基づき、県が熊本県労働審議会にブライト企業認定事務の審査について諮問を行い、県への答申を受け、ブライト企業の認定を行う。

（１）労働審議会への諮問事項

ブライト企業の認定事務について（審査基準及び認定候補）

（２）ブライト企業審査部会の設置

- ① 審査機関である熊本県労働審議会に、認定に関する具体的な審査を行う「ブライト企業審査部会」を設置

- ② 部会の構成員

労働審議会委員のうち4名。

- ・熊本県労働審議会会長
 - ・学識経験者の委員
 - ・事業主代表の委員
 - ・労働者代表の委員
- 各1名

（３）認定候補の決定までの手順

- ① 部会による応募要件及び審査項目（案）の決定

- ② 労働審議会による応募要件及び審査項目の決定
部会の案を労働審議会で審議・決定

- ③ 募集（約1か月間）

④ 事務局による事前確認

- ・事務局は、応募書類の確認を行い採点する。
- ・事務局は熊本労働局の協力を得て、応募企業の労働基準監督署による送検の有無についてチェックを行う。

⑤ 部会による審査

- ・部会は事務局からの説明を基に採点内容等の確認を行い、認定の基準ライン案を満たした者を、ブライト企業候補とする。

⑥ 労働審議会によるブライト企業候補の決定

部会の案を労働審議会で審議・決定し、答申を行う。

(4) ブライト企業認定状況（プラチナブライト企業を含む）

認定期間は3年間で、3年ごとに更新手続きが必要。

()は応募企業数

	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6	R7
1期 (H27)	39社 (51社)	→	→	38社 (39社)	→	→	28社 (35社)	→	→	25社 (26社)	→
2期 (H28)		69社 (83社)	→	→	61社 (65社)	→	→	40社 (55社)	→	→	33社 (36社)
3期 (H29)			86社 (102社)	→	→	→	46社 (67社)	→	→	38社 (45社)	→
4期 (H30)				95社 (134社)	→	→	58社 (82社)	→	→	42社 (51社)	→
5期 (R1)					50社 (80社)	→	→	33社 (44社)	→	→	30社 (32社)
6期 (R2)						27社 (45社)	→	→	20社 (26社)	→	→
7期 (R3)							50社 (81社)	→	→	43社 (49社)	→
8期 (R4)								103社 (167社)	→	→	84社 (91社)
9期 (R5)									55社 (98社)	→	→
10期 (R6)										113社 (143社)	→
11期 (R7)											66社 (95社)

年度毎認定件数	39社	69社	86社	133社	111社	27社	182社	176社	113社	223社	213社
年度毎応募件数	(51社)	(83社)	(102社)	(173社)	(145社)	(45社)	(265社)	(266社)	(169社)	(269社)	(254社)
年度末ブライト企業数	39社	108社	194社	288社	329社	267社	318社	384社	424社	510社	546社
認定取消(辞退)件数							-2社	-1社	-1社	-1社	
認定消滅件数					-1社	-4社			-1社	-1社	-3社

※新型コロナウイルス感染症の感染状況に伴い、更新時期を1年延長したため

令和3年度の更新認定期間は2年間(令和3年12月～令和5年12月まで)となっている。

3 令和8年度の見直し事項について

(1) 法令遵守等の誓約書の徴取について

ブライト企業においては、労働関係法令の遵守状況を確認できる仕組みを求める意見が外部から寄せられている。審査における法令遵守確認の実効性を高めるとともに、制度の信頼性向上を図るため、令和8年度から、応募の際に、労働関係法令をはじめとする各種法令の遵守、重大なコンプライアンス違反を行わないことを誓約書として徴取したい。

(別紙様式3)

誓 約 書

(企業名) は、令和8年度ブライト企業認定の応募にあたり、以下の事項について誓約します。なお、この誓約に反したことにより、認定が取り消され得ることを十分に承知の上、誓約します。

- 1 労働関係法令はもとより、各種法令について遵守していること。
- 2 ブライト企業として認定された場合には、「働きやすい労働環境のモデル事業所」であることを十分に認識し、認定後も法令を遵守し、重大なコンプライアンス違反が生じないようにすること。

令和 年 月 日

(企業名：正式名称) ○○○○

(代表者職名) ○○○○○ (代表者氏名) ○○ ○○

(2) 応募書の記載内容の見直し

審査項目⑰「直近1年間における社会貢献活動実施の有無」について、応募書における当該項目の記載内容について、記述の具体性を高める方向で見直しを行う。

<見直しの趣旨>

現在、申請書の記述欄では「どのような社会貢献活動を行っているか」を記載するのみであり、実施時期や活動内容の詳細を求めている状況にある。

企業が実際に地域貢献活動を行っていることをより確実に確認するため、応募書に記載すべき内容の例示を改めて明示し、活動の時期・内容等を具体的に記入させることとする。

なお、応募書において申請内容についての誓約を行わせていることから、企業の負担軽減の観点から証拠書類の添付は求めないものとする。

(応募書の記載例案)

(6)【審査項目17】 直近1年間(令和7年〇月〇日～令和7年〇月〇日)における社会貢献活動		
ごみ拾いボランティア	→令和〇年〇月〇日	熊本市〇〇地域にて清掃ボランティア実施 参加社員数:〇人
被災地でのボランティア	→令和〇年〇月〇日	美里町〇〇地域にて被災家屋廃材運搬ボランティア実施 参加社員数:〇人
	→令和〇年〇月〇日	人吉市〇〇地域の〇〇祭りへの協賛
	→令和〇年〇月〇日	玉名市〇〇協会への寄付
	→令和〇年〇月〇日	菊陽町〇〇地域の子ども食堂への食料提供

4 ブライト企業認定制度に係る効果に関する調査について

(1) 背景

これまで、ブライト企業認定制度の今後の方向性や制度の効果について、委員の皆様から御意見を頂いてきた。これを踏まえ、制度の効果を客観的に把握するため、令和8年度はブライト企業制度の効果検証を実施する。

(2) ブライト企業向けアンケートについて

例年、くまもと新時代共創総合戦略のKPIである「ブライト企業に就職した新規学卒者数」を把握するため、4月にブライト企業（認定企業）を対象として新規学卒者数調査を実施している。

本年度は、このKPI調査に合わせて、制度の活用状況や認定による企業内の変化等を把握するためのアンケートも併せて実施した。

アンケート結果については、第2回審議会において報告予定。

＜ブライト企業向けアンケート＞

1	令和7年度に採用した新規学卒者の人数
2	1の新規学卒者のうち、熊本県出身者の人数
3	直近1年間の平均有給休暇取得日数 ①0～5日 ②6～10日 ③11～15日 ④15～20日 ⑤20日以上
4	ブライト企業の認定を受けたことによる採用への影響 ①大いに効果があった ②一定の効果があった ③あまり影響はない ④全く影響はない
5	ブライト企業の認定を受けたことによる社内意識の変化 ①働き方改革の意識が高まった ②働き方改革の意識がやや高まった ③変わらない ④分からない
6	ブライト企業認定制度についての評価 ①満足 ②やや満足 ③普通 ④やや不満 ⑤不満
7	6の回答の理由（記述）
8	認定のメリットとして最も大きいもの ①採用への効果 ②企業イメージの向上 ③従業員満足度の向上 ④特にメリットを感じていない ⑤その他 ※複数選択可
9	採用活動の際にブライト企業であることをPRしているか ①積極的にPRしている ②ある程度PRしている ③あまりPRしていない ④PRしていない
10	ブライト企業認定制度に関する意見・要望（記述）

【参考：くまもと新時代共創総合戦略 KPI（ブライト企業に就職した新規学卒者数）】

- ・現状値（R5＝2023年度）：6,991人／4年
- ・目標値（R9＝2027年度）：8,300人／4年

(3) 学生・生徒及び教諭等に向けたアンケートについて

制度の効果を多面的に把握するためには、企業側の状況に加え、制度の利用者となる学生・生徒や、進路指導に関わる学校関係者がブライト企業認定制度をどの程度認知し、どのように受け止めているかを把握することが重要である。

特に、若年層の就職行動は多様化しており、企業選択における価値観（働きやすさ・安定性・成長機会など）も変化している。

このため、制度が学生・生徒の企業選択にどの程度影響を与えているか、また制度に対してどのような情報提供や改善が求められているかを把握することは、制度の有効性向上に直結する。

① 調査目的

・ブライト企業認定制度の認知度の把握

⇒ 学生・生徒及び教諭等が制度をどの程度知っているか、情報源は何かを明らかにする。

・認定が企業選択に与える影響の把握

⇒ 認定が学生・生徒の企業選択にどの程度参考にされているか、進路指導に活用されているかを把握する。

・学生・生徒及び学校関係者が制度に求める情報や期待の把握

⇒ 制度の改善に向け、必要な情報、周知方法、制度への要望を収集する。

② 調査対象

・学生・生徒（大学・短大・高等専門学校・専門学校・高校等）

⇒ 就職活動の主体であり、制度の最終的な利用者となる層。

※高校生：2、3年生。大学生：1～4年生。

・教諭等（進路指導担当、キャリア支援担当等）

⇒ 学生・生徒の企業選択に影響を与える立場であり、制度の周知・活用のキーパーソン。

③ 調査実施時期

令和8年度（今年度）10月頃に実施予定

④ 調査方法（追加）

オンライン調査（Web アンケート方式）

- ・学生・生徒及び教諭等に対し、学校を通じて調査 URL を配布
- ・スマートフォン・PC から回答可能な形式で実施
- ・匿名での回答とし、個人が特定されない形で集計

⑤ 調査結果について

令和9年度第1回審議会において報告予定

⑥ 調査項目

ブライト企業認定制度に関する説明を付した上で実施することとする。

＜学生・生徒向けアンケートの設問案＞

1	学校種別	
	①大学 ②短期大学 ③高等専門学校 ④専門学校 ⑤高等学校 ⑥特別支援学校 ⑦その他	
2	学年について	
	①1年生 ②2年生 ③3年生 ④4年生 ⑤5年生 ⑥その他	
3	就職先の企業選びで重視する点（複数選択可）	
	①給与 ②働きやすさ（休暇取得率・残業） ③安定性 ④勤務地 ⑤企業イメージ（知名度・雰囲気など） ⑥仕事のやりがい ⑦成長機会（研修・キャリアアップなど） ⑧福利厚生 ⑨その他（記述）	
4	ブライト企業制度を知っているか	
	①よく知っている ②ある程度知っている ③あまり知らない ④知らない	
5	4で①、②を選択した場合 どこで知ったか	
	①教諭・学校の先生 ②ブライト企業ガイドブック ③インターネット（検索・SNS など） ④就職説明会・ガイダンス ⑤友人・家族 ⑥その他（記述）	
6	「熊本県ブライト企業」のホームページ（熊本県 HP/ワンストップジョブサイトくまもと）を見たことがあるか (HP) https://www.pref.kumamoto.jp/soshiki/62/221341.html (ワンストップジョブサイトくまもと) https://kumamoto.onestop-job.jp/bright-companies/	 
	①ある ②ない	
7	「熊本県ブライト企業ガイドブック」を見たことがあるか https://kumamoto.onestop-job.jp/2026/03/post-51.html	
	①ある ②ない	
8	「熊本県ブライト企業 PLUS チャンネル (YouTube)」を見たことがあるか https://www.youtube.com/channel/UCR_HFVf9LgKkJ34zcEeg-xw/videos	
	①ある ②ない	
9	「熊本県ブライト企業【公式】インスタグラム」を見たことがあるか https://www.instagram.com/kumamotobright/	
	①ある ②ない	
10	就職先を選ぶ際にブライト企業であることが基準となるか	
	①なる ②どちらかといえばなる ③あまりならない ④全くなならない ※理由（記述）	
11	ブライト企業制度について、期待すること・意見等があれば教えてください（記述）	

<教諭等（進路指導担当、キャリア支援担当）向けアンケートの設問案>

1	学校種別	
	①大学 ②短期大学 ③高等専門学校 ④専門学校 ⑤高等学校 ⑥特別支援学校 ⑦その他	
2	ブライト企業制度を知っているか	
	①よく知っている ②ある程度知っている ③あまり知らない ④知らない	
3	2で①、②を選択した場合 どこで知ったか	
	①ブライト企業ガイドブック ②インターネット（検索・SNS など） ③県の説明会等 ④就職説明会・ガイダンス ⑤その他（記述）	
4	「熊本県ブライト企業」のホームページ（熊本県 HP/ワンストップジョブサイトくまもと）を見たことがあるか （HP） https://www.pref.kumamoto.jp/soshiki/62/221341.html （ワンストップジョブサイトくまもと） https://kumamoto.onestop-job.jp/bright-companies/	 
	①ある ②ない	
5	「熊本県ブライト企業ガイドブック」を見たことがあるか https://kumamoto.onestop-job.jp/2026/03/post-51.html	
	①ある ②ない	
6	「熊本県ブライト企業 PLUS チャンネル (YouTube)」を見たことがあるか https://www.youtube.com/channel/UCR_HFVf9LgKkJ34zcEeg-xw/videos	
	①ある ②ない	
7	「熊本県ブライト企業【公式】インスタグラム」を見たことがあるか https://www.instagram.com/kumamotobright/	
	①ある ②ない	
8	学生・生徒への企業紹介においてブライト企業を活用しているか	
	①積極的に活用 ②一部活用 ③あまり活用していない ④活用していない ※理由があれば記述（任意）	
9	本制度は学生・生徒の企業選択に有効と考えるか	
	①有効 ②やや有効 ③あまり有効でない ④有効でない	
10	ブライト企業認定制度についての評価	
	①満足 ②やや満足 ③普通 ④やや不満 ⑤不満 ⑥制度を知らない	
11	10の回答の理由（記述）	
12	制度を学生・生徒に紹介する際の課題	
	①制度の説明資料が不足している ②学生・生徒の関心が低い ③制度のメリットが伝わりにくい ④教職員側の理解が不十分 ⑤その他（記述）	
13	学生・生徒への周知方法として有効と考えるもの（記述）	
14	その他制度に関しての意見があれば教えてください（記述）	

5 ブライト企業認定に係る今後の日程について

時期	項目	内容
	【審査項目策定】	
5月8日	第1回ブライト企業審査部会	・審査項目の見直し等について
5月26日	第1回労働審議会	※部会長から審査項目の見直し等について報告 ・見直し等について審議
	【募集・広報】	
6月15日 ～7月15日	企業募集・募集に係る広報	・書類が届き次第、 <u>受付・書類不備の確認</u> →必要に応じて企業へ書類追加提出依頼
	【審査】	
6月下旬～ 7月上旬	応募要件審査	・ <u>書面審査</u> →応募要件に関する審査
7月～8月	労働局への確認	・労働局へ確認依頼(送検の有無)
7月中旬～ 9月中旬	審査項目審査	・ <u>書面審査</u> →審査項目に関する審査 ・ <u>企業へのヒアリング調査、審査</u> →応募要件・審査項目の達成状況に関し、個別にヒアリングを実施 →必要に応じて追加確認依頼を実施
9月中	最終チェック	・点数集計、事務局審査最終結果とりまとめ
9月中旬	ヒアリング	・プラチナブライト企業候補企業へのヒアリング
9月中旬～ 下旬	第2回ブライト企業審査部会	・認定候補企業の審議
10月中旬	第2回労働審議会	・認定企業の審議・答申
	【認定企業決定】	
10月下旬	認定企業決定	・報告(二役、議会、報道、審議会)、周知

【案】ブライト企業応募要件一覧

1	正社員の採用に関する権限がある事業所を熊本県内に有する法人、個人事業主又は企業組合で、雇用保険及び社会保険への加入があり、就業規則を整備している。
2	過去3年の間に正社員の採用実績がある。
3	セクシャルハラスメント、パワーハラスメント及び妊娠・出産等に関するハラスメント防止措置義務並びに育児休業等に関するハラスメント防止措置義務を講じている。
4	過去3年の間に法人等の都合による解雇を行っていない。
5	過去3年の間に労働関係法令に違反して労働基準監督署から送検されておらず、現在、違法な時間外労働や賃金不払（残業代含む）等を行っていない。また、労働関係法令に違反して刑事処分を受けたことがある場合は、処分の終了から3年以上経過している。
6	労働保険、社会保険及び県税等租税公課の滞納がない。
7	その他、公序良俗に反する行為及び過去に重大なコンプライアンス違反を行っていない。ただし、処分が終了し、社会的信頼を得られた企業は除く。
8	労働者全員に応募及び応募書に記載の内容について周知した上で、労働者の過半数を代表する者から同意書を徴している。（労働者の過半数で組織する労働組合がある場合は、労働組合の代表者からの同意書でもよい。）
9	今後3年以内に正社員の採用予定がある。
10	SDGs（持続可能な開発目標）達成につながる企業活動等に取り組んでいる。

ブライト企業審査項目一覧（案）

令和8年度（2026年度）

●…プラチナブライト企業の得点必須項目

基本的な要件		審 査 項 目		評価点	
				0点	1点
(1)	従業員とその家族の満足度が高い	①過去3年間(令和5年度～令和7年度)における正社員の平均年間離職率		業種平均離職率以上	業種平均離職率を下回る
		●②令和2年4月1日から令和5年3月31日の間に、3 4 歳以下の者を正社員として採用し、令和8年3月31日現在で3 年以上継続雇用している実績の有無		実績なし	1 人以上実績がある
		●③正社員の平均勤続年数		業種別平均勤務年数以下	業種別平均勤務年数を上回る
		④高齢従業員・高齢求職者の在職可能年齢		6 5 歳以下	6 6 歳以上又は不問
		●⑤従業員の能力開発（キャリアアップ）に伴う支援制度の有無		無	有
		●⑥女性の活躍に向けた目標設定の有無又は女性管理職率が30%以上	ア 目標設定	無	有
			イ 女性管理職率	30%未満	30%以上
		※どちらかひとつを満たせば加点。			
		●⑦令和7年度の正社員 1 人当たりの月平均所定外労働時間		業種別平均所定外労働時間以上	業種別平均所定外労働時間を下回る
		●⑧令和7年度の正社員 1 人当たりの平均年次有給休暇取得率		業種別平均年次有給取得率以下	業種別平均年次有給取得率を上回る
		●⑨令和7年度の正社員 1 人当たりの月平均所定内給与額		業種別平均所定内給与額（熊本）以下	業種別平均所定内給与額（熊本）より高い
		●⑩過去 3 年間(令和5年度～令和7年度)における、多様な働き方を支援する制度実施の有無		無	有
		●⑪過去 3 年間(令和5年度～令和7年度)における、従業員の職場定着のための支援策実施の有無		無	有
(2)	地域に雇用を生み出している	⑫育児・介護に関する事業所独自の制度の有無又は直近 3 年間(R5.6.1～R8.5.31)の男性の育児休業取得の実績の有無	ア 育児・介護に関する事業所独自の制度	無	有
			イ 男性の育児休業取得実績	実績なし	1 人以上実績がある
		※どちらかひとつを満たせば加点。			
		●⑬直近 3 年間(R5.6.1～R8.5.31)における、3 4 歳以下の正社員採用実績の有無		実績なし	1 人以上実績がある
		⑭原則として県内にある社宅、社員寮(借り上げも含む)又は 3 4 歳以下の社員に対する手厚い家賃補助制度の有無		無	有
(3)	地域社会・地域経済への貢献度が高い	●⑮障がい者の雇用状況 ※いずれか 1 つを回答。	ア 適用事業所（常用雇用労働者数101人以上）	障がい者雇用促進法に基づく納付金を支払っている	障がい者雇用促進法に基づく納付金を支払っていない
			イ 適用事業所（常用雇用労働者数40人以上100人以下）	障がい者雇用状況報告書における不足人数有	障がい者雇用状況報告書における不足人数無
			ウ 非適用事業所（常用雇用労働者数40人未満）	雇用がない	雇用が 1 人以上ある
(4)	安定した経営を行っている	⑯直近 3 年間(R5.6.1～R8.5.31)における、学生、生徒等のインターンシップや職場体験受入等の有無		受入実績なし	受入実績あり
		⑰直近 1 年間(R7.6.1～R8.5.31)における社会貢献活動実施の有無		無	有
		⑱商工 3 団体(商工会・商工会議所・中小企業団体中央会)、建設業協会又は情報サービス産業協会のいずれかへの加入の有無		無	有
		⑲直近 2 期の決算の営業利益が黒字又は直近の決算の売上が前期より増加		直近 2 期の営業利益が黒字でない	直近 2 期の営業利益が黒字
(4)	安定した経営を行っている	⑲直近 2 期の決算の営業利益が黒字又は直近の決算の売上が前期より増加		直近の売上が前期より減少	直近の売上が前期より増加
		⑳事業継続計画（BCP）の策定の有無又は経済産業大臣からの事業継続力強化計画認定の有無		無	有

ブライト企業認定事務実施要綱

(趣 旨)

第1条 この要綱は、県内企業の労働力確保、労働者の県内就職促進につなげるために熊本県が行うブライト企業及びプラチナブライト企業（以下、「認定企業」という。）の認定に関して、必要な事項を定めるものとする。

(応 募)

第2条 認定を受けようとする者は、募集期間内にブライト企業応募書（様式第1号）を県へ提出する。

(応募要件)

第3条 応募資格は、以下のとおりとする。

(1) 正社員の採用に関する権限がある事業所を熊本県内に有する法人、個人事業主又は企業組合で、雇用保険及び社会保険への加入があり、就業規則を整備している。

※1 「法人」とは、国及び法人税法の別表第一（公共法人）に掲げる法人以外のものをいう。

※2 「企業組合」とは、中小企業等協同組合法第3条第4号に規定されたものをいう。

(2) 過去3年の間に正社員の採用実績がある。

(3) セクシャルハラスメント、パワーハラスメント及び妊娠・出産等に関するハラスメント防止措置義務並びに育児休業等に関するハラスメント防止措置義務を講じている。

(4) 過去3年の間に法人等の都合による解雇を行っていない。

(5) 過去3年の間に労働関係法令に違反して労働基準監督署から送検されておらず、現在、違法な時間外労働や賃金不払（残業代含む）等を行っていない。また、労働関係法令に違反して刑事処分を受けたことがある場合は、処分の終了から3年以上経過している。

(6) 労働保険、社会保険及び県税等租税公課の滞納がない。

(7) その他、公序良俗に反する行為及び過去に重大なコンプライアンス違反を行っていない。ただし、処分が終了し、社会的信頼を得られた企業は除く。

(8) 労働者全員に応募及び応募書に記載の内容について周知した上で、労働者の過半数を代表する者から同意書を徴している。（労働者の過半数で組織する労働組合がある場合は、労働組合の代表者からの同意書でもよい）。

(9) 今後3年以内に正社員の採用予定がある。

(10) S D G s（持続可能な開発目標）達成につながる企業活動等に取り組んでいる。

2 (4)及び(5)に関し、県は、熊本労働局の協力を得て、事実確認を行う。

(認 定)

第4条 県は、認定事務の審査に関して、熊本県労働審議会（以下「審議会」という。）へ諮問を行う。

2 審議会は、県からの諮問を受け、審査項目の決定及び認定審査を行い、一定基準を満たした企業をブライト企業として、また、ブライト企業の基準よりも更に上位の基準を満たした企業をプラチナブライト企業として、県に答申する。

- 3 県は、審議会から答申された企業の認定を行う。
- 4 県は、応募があった企業に対し、認定の有無を通知（様式第2号及び様式第3号）する。
- 5 県は、認定を行った企業に対して認定証（様式第4号）を交付する。
- 6 認定の有効期間は、認定の日から3年間とする。

（認定企業の役割）

第5条 認定企業は、働きやすい労働環境のモデル事業所として、県が行う普及啓発事業への情報提供等をはじめ、更なる高みを目指した継続的な取り組みを通じて安定した労働環境の提供に協力するものとする。

（認定の取り消し）

第6条 県は、認定企業が応募資格を満たさなくなったとき、「若者の使い捨てが疑われる企業等」として熊本労働局が公表するなど重大なコンプライアンス違反が確認されたとき、又は、知事がブライト企業又はプラチナブライト企業として不適当と認めたときは、認定を取り消すことができる。また、認定を取り消された企業は、認定証等を県に返納するものとする。

- 2 県は、前項の規定に該当することが疑われる場合は、認定企業に対して調査等を行うことができる。
- 3 認定企業は、前項の規定による県の調査等に協力するものとする。

（辞退の申出）

第7条 認定企業は、認定の辞退について、県に申し出ることができる（様式第5号）。

- 2 前項の申し出があった場合、県が受理した日をもって認定の効力は失われる。

（公表）

第8条 県は、認定企業を公表する。

（その他）

第9条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、県が別に定める。

附 則 この要綱は、平成27年10月9日から施行する。

附 則 この要綱は、平成28年7月29日から施行する。

附 則 この要綱は、平成29年5月31日から施行する。

附 則 この要綱は、平成30年6月1日から施行する。

附 則 この要綱は、令和元年5月27日から施行する。

附 則 この要綱は、令和2年10月27日から施行する。

附 則 この要綱は、令和3年6月4日から施行する。

附 則 この要綱は、令和4年5月20日から施行する。

附 則 この要綱は、令和6年7月5日から施行する。

附 則 この要綱は、令和7年5月12日から施行する。

附 則 この要綱は、令和7年6月16日から施行する。

就職氷河期世代を含む 中高年層をはじめとする幅広い 世代への就労支援事業について

労働雇用創生課 労働企画班・県内雇用促進班

くまもと中高年世代活躍応援プロジェクトに基づく取組み

R7決算額 49,095千円

概要

令和7年度は、「社会参加活躍支援等孤独・孤立対策推進交付金」幅広い世代を対象としながら、支援ニーズの高い就職氷河期世代の方々も意識し、就労相談窓口や出張相談機能等を拡充するとともに、若者自立支援事業では、オンライン事業（相談、講座等のオンライン対応の併用）などを新たに開始した

【財源の変遷】

年度	国交付金名
～R6年度	地域就職氷河期世代支援加速化交付金
R7年度	社会参加活躍支援等孤独・孤立対策推進交付金
R8年度	地域就職氷河期世代等支援推進交付金

事業概要

1.若者自立支援事業

【P4-7参照】

(R7 決算額：25,948千円)

- 若年無業者等を支援する県内3か所の「地域若者サポートセンター（サポステ）」において就労を希望する幅広い世代に以下の支援を実施。

- ① 臨床心理士等による心理カウンセリング
- ② 就業や社会参加に向けた各種講座の実施
- ③ 短期間の就労体験を行う、ジョブトレーニングの実施
- ④ アウトリーチ型支援（出張相談）を行う相談員の配置

- 対面コミュニケーション等が困難なケースや、遠方へお住まいでサポステへの通所が困難なケースの新たなアプローチとして、オンライン活用による支援体制を構築。

- ① オンライン相談やweb適性検査の実施
- ② e-ラーニング講座の実施
- ③ マッチング支援
- ④ SNS等を活用した告知

2.地域無料就労相談窓口運営事業

【P8-9参照】

(R7 決算額：21,966千円)

- 県内10か所に設置する相談窓口「ジョブカフェプランチ」における就職氷河期世代等への支援を強化。

- ① 就労支援員及び地域人材確保支援員の人件費の一部を充当
- ② 孤独・孤立対策支援対象者向け就職支援セミナーの開催
- ③ セミナー等広報のためのマネジメント人件費（0.5名分）の追加

3.労働局との一体的実施事業

【P10-11参照】

(R7 決算額：1,181千円)

- ハローワークとのワンストップサービスを提供する「熊本県しごと相談・支援センター（くまジョブ）」の相談体制を拡充し、就職氷河期世代等への支援を強化。

- ① キャリアカウンセラー：9月～水曜・土曜各1名を増員

国の交付金事業の客観的指標について

国の社会参加活躍支援等孤独・孤立対策推進交付金を活用した事業について、事業実施に係る客観的指標を設定し、その達成状況について事後評価を実施。事後評価に当たっては、学識経験者等への意見聴取等の方法により評価の透明性、客観性及び公正性の確保に努める。

「社会参加活躍支援等孤独・孤立対策推進交付金」KPIの状況

項目	(参考)令和6年度 ※氷河期世代分		令和7年度	
	KPI	実績	KPI	実績
①若者サポートステーションの支援により就労につながった件数(件)	50	62	225	242
②ジョブカフェ・ランチ及びくまジョブ利用者における就職決定数(人)	150	160	785	770
③社会参加・就労支援事業(オンライン支援事業)の利用者における就職決定数(人)	100	106	110	0 (※)

(※) 令和6年度まで県単独で外部へ委託実施していたオンライン支援事業について、今後の継続的なサービス提供のため、令和7年度から従来の県と3サポステの業務委託契約にオンライン支援業務を追加する形で実施することとした。

当該予算は、国交付金の予算化の関係から令和7年度6月補正で計上し、3サポステとの協議・調整を経て、事業は12月以降の実施となったため、オンラインでの相談やeラーニングについては成果があったものの、就職決定数は0件となった。

福祉機関との連携について

熊本県子ども・若者総合相談センター（子若センター）などから、若者地域サポートステーションの紹介を受け、面談、セミナー受講、職場体験等を経て就労まで結びつけた事例

事例①

- 紹介先：熊本県子ども・若者総合相談センター（子若センター）
- 基本情報：10代・男性・
通信制高校中退後、進路未決定
- ・通信制高校中退後、家族との折り合いが悪く、昼夜逆転気味の生活となる。
- ・今後の進路は保留状態であるが、中退後につがった子若センターから、就労の選択肢を検討すること、日中過ごす場所がないことからサポステの紹介を受ける。
- ・サポステでは、PCセミナーの利用からスタート。レクレーション等にも継続参加することで徐々に生活リズムも変化し、自己開示も徐々にできるようになった。
- ・セミナー等の振り返り面談や、心理士によるカウンセリングにより、人間関係への不安等の課題の対処法を学ぶ。
- ・カウンセリングを続けていく中で、ハローワーク掲載の求人に興味を持ち、職場見学・職場体験を経て採用試験に応募。
- ・無事、アルバイトとして採用が決定し、働きながら、引き続きセミナーやレクレーションに参加し、今後徐々にステップアップを検討している。

事例②

- 紹介先：自立相談支援機関
- 基本情報：30代・男性・前職をうつで休職後、退職家族もいるため再就職を急ぎたい
- ・家計の相談でつながった自立相談支援機関から、うつも抱えながら再就職での焦りもあることからサポステの紹介を受ける。
- ・これまで様々な職種を経験しているが家族を養うための給与条件だけで選んでおり、ハードな職場で管理業務を任せられ、体調を崩していた。
- ・子どもの教育資金のやり様が多くなり、再就職を急がねばならないと焦るがどうしてよいかわからない状況であったため、まずは適性検査を受検。
- ・能力的には、様々な仕事に適性があるとわかり、自身の心の課題と向き合うため、行動変容セミナーに参加し怒りとの向き合い方など心の対処法を学ぶ。
- ・待遇面で本人の希望に近く、メンタルの不調に理解が得られると思われる企業を紹介し、実際に見学へ行くよう支援。
- ・企業からもメンタル面等ご理解いただき、採用に至った。
- ・働き出してから、相談にくることを薦め、不定期で近況報告を行い、一人で抱え込まず周囲に適度に頼りながら仕事ができるようになっている。



あなたが自分らしく働くために
サポスタが全力でサポートします

こんなお悩みはありませんか？

- ・卒業するけど就職が決まっていない
- ・就職したけどすぐに辞めてしまった
- ・なぜ働かなければいけないの？
- ・自分に合う仕事が見つからない
- ・人と関わることが苦手な面接などが不安



- ・卒業したけどずっと家にいる
- ・ゲームばかりして昼夜逆転の生活
- ・働かない子どもとの関わり方が分からない



そんな時は、サポスタにご相談ください

厚生労働省・熊本県委託事業

たまな
若者サポート
ステーション
【県北地域】

くまもと
若者サポート
ステーション
【県央地域】

若者サポート
ステーション
やつしろ
【県南地域】

お問い合わせ

サポステ (地域若者サポートステーション) とは

働くことに不安や悩みを抱えているみなさんに、
無料で就労支援を行っている
厚生労働省・熊本県の委託支援機関です。

**リモート
対応可能**

全ての支援が
無料

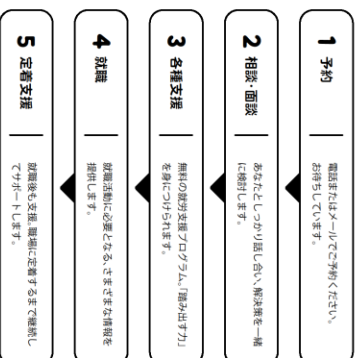
対象者
お仕事をされていない
15歳から49歳までの方

就労等率
約8割

熊本県内には3か所があり、「自分に合った職業・職種がわからない」「就職に不安がある」など、働く意欲を持ちながら行動に踏み出せない方とじっくり向き合い、働く力を引き出し、職業定着までを全面的にサポートします。また、事業所からの相談を受けたリ、キャリアカウンセリング・臨床心理士のカウンセリングを通じて一人ひとりの状況にあった支援プログラムを作成します。*学校関係者や自治体の公的支援機関とも連携しています。

サポステ利用の流れ

まずはどんなことでもお気軽にご相談ください。
ご来院からのお問い合わせや相談も大歓迎です。



サポステの就職支援 リモートでも対応しています

1 専門相談員によるしつかりサポート



2 働くためのトレーニング

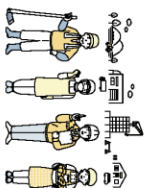
就労支援プログラム

「一歩」が見つかる無料の各種支援。この他にも多彩なプログラムを用意しています。



コミュニケーション講座

人との関わり方学び、
会話に対する苦手意識を克服。



ジョブトレ(就業体験)

希望や状況に合わせて、
いろいろな仕事を見学・体験。



ビジネスマナー講座

社会人の基本である
ビジネスマナーを覚えます。



就活セミナー

面接対策や履歴書指導など、
就活のノウハウを学びます。



パソコン講座

就職活動や仕事に役立つ
パソコン操作を習います。



e-ラーニング講座

充実した学習コンテンツで
いつでもどこでも学べます。

専門相談員の伴走サポート >>>

3 応募活動・定着支援・ステップアップ支援

応募活動

就職活動に必要なきめ細かな情報提供、応募企業選定び、
ハローワークでの検索、書類添削、面接練習、面接の振り
返りまで個別に丁寧に対応します。



定着支援

就職活動を継続する上での悩みを解消し、社会人として
の自信の維持や仕事への意欲につながることで職場で
の長期定着につながるよう支援を行います。



ステップアップ支援

アルバイトや契約社員、派遣社員等、非正規で働く若者
を対象に正規雇用への昇格や転職、資格取得など、本人
の希望を実現するためにセミナーやカウンセリング等の
支援を行います。



専門相談員の伴走サポート >>>

利用者の声



20代男性

【充実した通居、サポートに感謝】
ラッシュが長かった私ですが、開居を通して社会人として大切なことを学びました。就活での手厚いサポートのおかげで無事就職ができ、本当に感謝しています。



40代男性

【パートから2ヶ月半で正社員へ】
スタッフが親身に相談にのってくれ、職場体験からパートとして就職。2ヶ月半で正社員になることができました。心配もありましたが、今後もサポステに相談しながら頑張ります。



30代女性

【自分のペースで成長できる場所】
サポステの5年間、いつでも相談にのってくれ、留む私に勇気をいただき、自分自身と向き合い一步步つ成長することができました。本当に感謝しています。



20代男性

【サポステで就職を目指す力を】
不登校の自分が、今こうして仕事をしているのは、できることをやるる範囲でやってみたら、サポステに相談することと就職を目指す力をいただきました。

住まいの担当機関にご相談ください



たまな
若者サポート
ステーション
【東北地域】

くまもと
若者サポート
ステーション
【県央地域】

若者サポート
ステーション
やつしろ
【県南地域】



たまな若者サポートステーション
〒862-0064 熊本県玉名市甲 48-4
0968-74-0007

くまもと若者サポートステーション
〒862-0904 熊本県熊本市区東町2-15 熊谷製鋼所1階
096-365-0117

若者サポートステーションやつしろ
〒866-0832 熊本県八代市大字町2-13-27 B号
0965-37-8739

皆さんの『働くこと』をお手伝いします ジョブカフェ・ブランチ

ジョブカフェ・ブランチでは・・・

仕事に関する色々な相談を受けています。

離職や転職で悩んでいる方、仕事とプライベートの両立に悩んでいる方、キャリアアップを目指している方など、現在の状況に応じた相談を受けています。来所が難しい方もまずはお気軽にお電話ください。

 **キャリアコンサルティング**
(面談・電話・オンライン)  **適性診断**
(キャリア・インサイト等)

 履歴書や職務経歴書等作成のアドバイス

 面接の練習や面接対策  職場見学等への同行

就職を希望される方、誰でも利用できます。

- 再就職を希望する方
 - 就職氷河期世代(35歳～54歳)の方
 - 高齢者や障がいをお持ちの方
 - 若年者の方(大学生、短大生、専門学校生、高校生を含む)
 - 保護者の方
 - 学校の進路指導担当の先生方 など
- ※「求職活動証明書」の発行ができます。

県内10か所に設置

利用時間

月曜日～金曜日(土日祝日、年末年始は休み) 10時～17時
※阿蘇・宇城・芦北・天草は、火・木・金曜日のみ
開所しています。

予約方法

電話、ホームページ
<https://jobcafe-branch.com/>
※お電話での予約は各ブランチへ
直接おかけください。(裏面)



利用料

無料



【お問い合わせ】熊本県地域無料就労相談窓口運営事業運営事務局

(公益財団法人熊本県雇用環境整備協会)

email: contact@jobcafe-branch.com

@jobcafe_branch



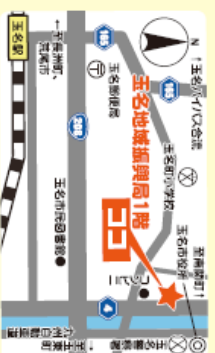
熊本県地域無料就労相談窓口運営事業

この事業は熊本県労働雇用創生課の委託を受けて実施しています

月～金曜日 開所

玉名ランチ

(玉名地域振興局1階)
玉名市岩崎1004-1
連絡先: 0968-74-1125



鹿本ランチ

(鹿本地域振興局1階)
山鹿市山鹿1026-3
連絡先: 0968-44-7520



菊池ランチ

(県北広域本部2階)
菊池市隈府1272-10
連絡先: 0968-25-4645



上益城ランチ

(上益城地域振興局2階)
上益城郡御船町辺見396-1
連絡先: 096-282-1013



ジョブカフェやつしる

(県南広域本部1階)
八代市西片町1660
連絡先: 0965-33-3756



球磨ランチ

(球磨地域振興局3階)
人吉市西岡下町86-1
連絡先: 0966-22-0555



火・木・金曜日 開所

阿蘇ランチ

(阿蘇地域振興局1階)
阿蘇市一の宮町宮地2402
連絡先: 0967-22-8178



宇城ランチ

(宇城地域振興局1階)
宇城市松橋町久具400-1
連絡先: 0964-32-1529



芦北ランチ

(芦北地域振興局1階)
芦北郡芦北町芦北2670
連絡先: 0966-82-3123



天草ランチ

(天草広域本部2階)
天草市今金新町3530
連絡先: 0969-22-4226



相談を希望される場合は、

各ジョブカフェ・ランチへ

電話またはWEBから

予約 をお願いします。



ご予約専用 QR コード

くまじョブ 熊本県しごと相談・支援センター ハローワークと一体となつてワンストップサービス!

「くまじョブ」では、職業紹介・相談を行うハローワークと一体となつて、しごと探しのアドバイスから就職後の支援までを1か所で提供し、求職者一人ひとりに応じたきめ細やかな支援を行います。**ご利用は無料です**

仕事・職場のこと
でお悩みの方

労働相談

●お問い合わせ

☎096-352-3613

利用時間 (日曜、祝日、年末年始除く)
月～金 9:00～19:00
土 10:00～17:00

- ◆解雇、労働条件、賃金等に関する職場のトラブルなどさまざまな労使双方からの労働相談に、専門の相談員が中立の立場から助言します。
- ◆弁護士による特別労働相談(事前予約:月1回)の案内も行っていきます。

[Eメール労働相談] <https://www.pref.kumamoto.jp/soshiki/62/50026.html>

生活に関すること
で困っている方

生活相談

●お問い合わせ

☎096-351-0500

利用時間 (日曜、祝日、年末年始除く)
月2回 第2・4木 13:00～17:00

- ◆就労に伴う保育や介護サービス、住宅、生活資金、年金などの生活に関する相談に、専門の相談員が助言し、必要に応じて、関係機関につなぐお手伝いをします。

就職・再就職を
したい方

キャリア カウンセリング

●お問い合わせ

☎096-352-0895

利用時間 (日曜、祝日、年末年始除く)
月～金 9:00～17:00
土 10:00～17:00

- ◆専門のカウンセラーが話を伺い、お一人おひとりの就職活動に応じたアドバイスを行います。(事前予約制:一人1時間程度)
- ◆職業適性検査も受けることができます。

※受付時間は、終了時刻の30分前まで。
※来所、電話の他にインターネットを活用したオンライン相談・カウンセリングも行っています。ご希望の方はお問い合わせください。



交通アクセス
JR熊本駅から市電・バスで約20分
桜町バスターミナルから市電・バスで約6分

※市電「水通町電停」・バス「水通町」下車、水通町交差点から徒歩3分
※専用駐車場及び専用駐輪場はありませんので、公共交通機関をご利用ください。

熊本県しごと相談・支援センター

くまじョブ

検索

熊本市中央区水通町8-6 朝日生命熊本ビル1階
TEL.096-351-0500
MAIL. shigotoshien@pref.kumamoto.lg.jp

くまじョブ

ハローワーク熊本(水道町)

熊本県と一体となってワンストップサービス!

「くまじョブ」では、労働相談・生活相談、キャリアカウンセリングを行う県しごと相談・支援センターと一体となつて、しごと探しのアドバイスから就職後の支援までを1か所で提供し、求職者一人ひとりに応じたきめ細やかな支援を行います。 **ご利用は無料です**

熊本県地域共同就職支援センター

お問い合わせ

☎096-211-1233

利用時間

(日曜、祝日、年末年始除く)

月～金 10:00～19:00
土 10:00～17:00

- ◆仕事をお探しの方に、求人情報などの提供と職業相談・紹介を行います。(紹介状の発行も行っています) 求人検索コーナーでは、パソコンで求人情報が自由に閲覧・印刷ができます。
- ◆わかもの支援コーナーも併設しています。



スザースハローワーク熊本

お問い合わせ

☎096-322-8010

利用時間

月～金 (土曜、日曜、祝日、年末年始除く)

9:00～17:30

- ◆子育てをしながら就職を希望している方のため、子ども連れで来所しやすい環境(キッズコーナー有)で就職支援を行います。

LINE

公式アカウントあり

QRコードで友だち追加
(ID検索 @476slae)



※受付時間は、終了時刻の30分前まで。



交通アクセス JR熊本駅から市電・バスで約20分
桜町バスターミナルから市電・バスで約6分

※市電(水道町電停)・バス(水道町下車、水道町交差点から徒歩3分)
※専用駐車場及び専用駐輪場はありませんので、公共交通機関をご利用ください。

ハローワーク熊本(水道町) | 熊本市中央区水道町8-6 朝日生命熊本ビル1階
TEL.096-211-1233 FAX.096-211-1237

くまじョブ

検索

令和 8 年度 労働雇用創生課の取組み

【概 要】

1. 基本的な方向性

現 状

- ①労働力人口の減少
- ②グローバル化やIT化による産業構造や求められる人材の変化
- ③若手人材の県外流出
- ④ニート（若者無業者）の割合の増加や高い失業率
- ⑤高齢化社会の進行
- ⑥働く女性の増加
- ⑦非正規労働者等の増加
- ⑧厳しい労働環境

課 題

- a 技能士の育成、技術習得への支援
- b 若年者への就業支援
- c 女性や高年齢者の活躍の場の確保
- d 非正規労働者等への支援
- e 産業振興による雇用の創出
- f 働きやすい環境整備

基本的な方向性

I 産業人材の育成

(対応する課題) a

II 就労支援

b・d・e

III 労働環境の改善

c・f

2. 事業体系図

県内雇用促進班

- ★ 熊本県ブライト企業推進事業
- ジョブカフェ関連事業
- 熊本県地域無料就労相談窓口運営事業
- ★ くまもと県内就労応援事業
 - 若者の県内就労促進事業
 - 女性の県内就労促進事業
- 労働局との一体的実施事業
 - 担当制キャリア・カウンセリング
 - 生活相談
 - 労働相談員の設置
 - ワンストップサービスセンター管理運営費
- 地域活性化雇用創造支援事業
 - 人材確保コンシェルジュ派遣事業
- 高齢者雇用推進事業
 - シルバー人材センター事業
 - 高齢者活用・現役世代雇用サポート事業
- 働きやすい職場改善促進事業
- ★ 女性・高齢者の活躍に向けた就労応援事業
 - 女性が働きやすい職場環境整備支援事業
 - 短期間・短時間雇用導入支援事業

労働企画班

- ★ 若者自立支援事業
- 熊本県職業能力開発施設拠点化推進事業
- 労働行政推進費
 - 熊本県労働委員会
 - 熊本県労働審議会
 - 熊本県優秀技能者表彰等
 - 労働者協同組合設立支援
 - 公正採用選考推進事業
 - 火の国ハイツ管理等
- 労働調査費
 - 労委関係等総合調査
 - 労働条件等実態調査
- 労働者福祉協議会補助金

《3つの大きな柱》

I 産業人材の育成

II 就労支援

III 労働環境の改善

人材育成・活躍支援班

- みらいの技能士育成ステップ事業
- ★ 認定訓練実施事業
- 技能検定事業費
 - 技能振興対策事業補助金
- 職業能力開発業務運営指導費
- 職業能力開発協会補助金等
- 技術短期大学校管理運営費
- ★ 技術短期大学校教育対策費
- 技術短期大学校学生対策費
- 高等技術専門校実習経費
- ★ 高等技術専門校管理運営費
- 離職者訓練事業
- ★ 障がい者等活躍支援事業
- 障がい者就業・生活支援センター事業
- 障がい者等訓練手当
- ★ リスキリング応援事業

※枠囲みの事業は予算事業（A表の事業名）ベースで記載
 ※□は当該予算事業にぶら下がる複数の小事業のうちの主なものを記載

3. 主な事業の概要

I 産業人材の育成

事業名：認定訓練実施事業

予算額：94,920千円

1 目的

民間における職業訓練を促進するため、中小企業の事業主や団体等が法令に定める基準に適合して行う職業訓練について、職業能力開発促進法の規定に基づき認定する（認定職業訓練）とともに、認定職業訓練に必要な経費（運営費等）について助成する。

2 対象

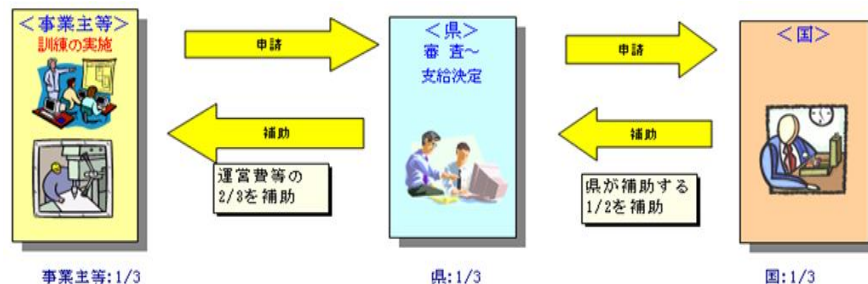
（訓練の実施主体）

事業主、事業主の団体及びその連合体、職業訓練法人、職業能力開発協会、社団法人等

3 事業内容

- 認定職業訓練には、個々の事業主が単独で行う単独訓練と、複数の事業主や団体等が共同で行う共同訓練がある。
- 認定職業訓練は、習得させようとする技能及び知識の「程度」と「期間」に基づいて、職業訓練の種類が分類され、種類によって期間は異なる。例えば、高度職業訓練（専門課程）であれば原則2年、普通職業訓練（普通課程）であれば原則1年、普通職業訓練（短期課程）であれば6ヶ月以下など。
- 中小企業事業主やその団体、職業訓練法が認定職業訓練を実施する場合、運営費等の補助対象となる経費の3分の2以内について補助金を交付する。
- 熊本県では現在、18校（うち5校が休校）の認定職業訓練校があり、訓練分野は左官タイル施工や建築、美容など。

4 事業スキーム



5 期待する効果

- 職業に必要な知識や技術の習得による労働者の技能向上
- 計画的かつ体系的な訓練の実施による企業経営の発展

これまでの成果

直近3か年の補助金交付実績

	訓練校数	修了者数	交付実績
R5	10校	843名	64,974,029円
R6	9校	863名	78,915,436円
R7	9校	865名	79,500,732円

3. 主な事業の概要

I 産業人材の育成

**事業名：技術短期大学校管理運営費
技術短期大学校教育対策費
技術短期大学校学生対策費**

予算額：214,250千円

67,230千円

4,540千円

技大関連予算計：286,020千円

1 目的

産業界のニーズに対応するため、機械系や電子・情報系の製造現場におけるライン責任者等となる実践技術者の育成を目指す。

2 対象

技術大学校生（5学科2学年 定員計200名）

	学科	定員(現在)	入学者(R8.4)
I 群 機械系	精密機械技術科	20名	30名
	機械システム技術科	20名	
II 群 電子・ 情報系	電子情報技術科	20名	55名
	情報システム技術科	20名	
	半導体技術科	20名	
合計		100名	85名

3 事業内容

【技術短期大学校管理運営費】

・技大の施設管理・保守・修繕、教育機器の管理・保守、教材等の購入、教員の研究支援など技大の運営に必要な業務全般を行う。

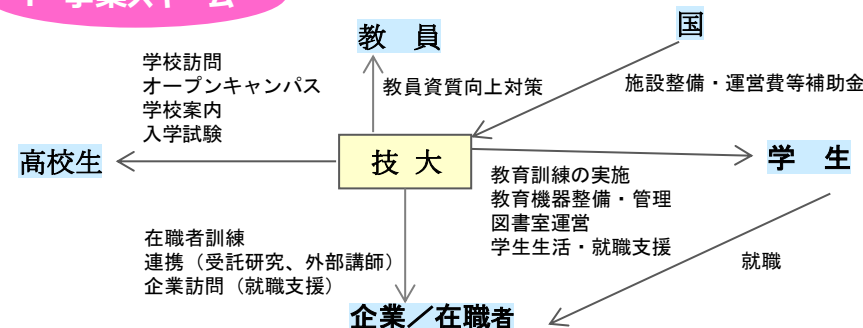
【技術短期大学校教育対策費】

・技大の教育訓練に必要な教育教育機器の整備を図る。

【技術短期大学校学生対策費】

- ・学生募集に必要な入試広報（学校案内作成、高校訪問等）
- ・学生生活の支援（入学式、卒業式、健康診断）
- ・就職支援（企業面談会、企業訪問等）

4 事業スキーム



5 期待する効果

技大では、実践的な知識と技能を持つ実践技術者の育成を担い、これまでも卒業生が製造現場の実践技術者として活躍している。R6.4には半導体技術科を新設し、地域産業の技術的課題解決に寄与する人材の育成がより一層期待される。

これまでの成果

年度	修了者	就職希望者	就職者	就職率	県内就職率
R 2	75名	72名	72名	100%	80.6%
R 3	82名	73名	73名	100%	72.6%
R 4	83名	72名	72名	100%	81.9%
R 5	87名	84名	84名	100%	72.6%
R 6	93名	86名	86名	100%	79.1%
R 7	94名	82名	82名	100%	72.0%

※ 就職企業（県内）：ソニーセミコンダクタ、くまさんメディクス、九州デジタルソリューションズ、オーロラユニオン、平田機工etc.

3. 主な事業の概要

I 産業人材の育成

事業名：高等技術専門校管理運営費
高等技術専門校実習経費
離職者訓練事業

予算額：51,492千円
56,026千円
622,322千円

専門校関連予算計：729,840千円

1 目的

職業能力開発の拠点として、職業訓練に必要な環境を整備し、必要な知識と技能を身につけた即戦力となる人材を育成・輩出することにより、本県産業の発展に寄与する。

2 対象

- ・自動車車体整備科：高卒以上（3年間）
- ・電気配管システム科：高卒以上（2年間）
- ・総合建築科：中卒以上（2年間）
- ・総合実務科：中卒以上の知的障がいのある方（1年間）

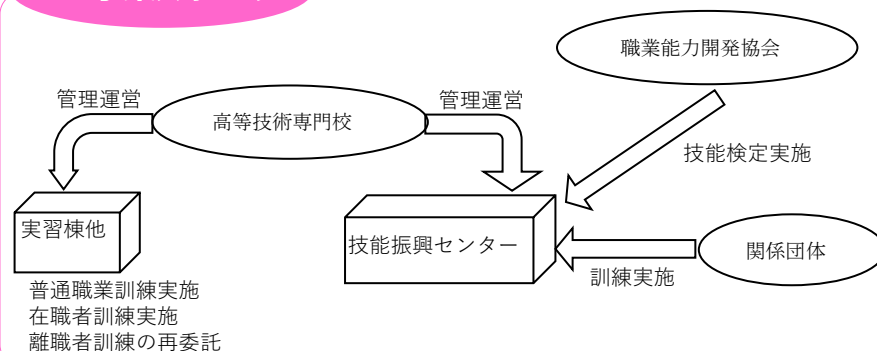
3 事業内容

職業能力開発促進法で各都道府県が設置することになっている職業能力開発校を「熊本県立高等技術専門校」として設置・運営している。

学卒者等を対象とした2,3年課程の普通職業訓練、知的障がいのある方を対象とした1年間の障害者訓練、在職者を対象とした数日間の在職者訓練を実施している。

また、厚労省からの委託を受け、専門校が民間教育機関等に再委託するかたちで、離職者を対象とした3か月～2年間の職業訓練を実施している。

4 事業スキーム



5 期待する効果

- ・業界から求められる即戦力となる人材の輩出
- ・離職者の早期就職の促進

これまでの成果

専門校入校状況

※過去5年間の就職率：100%（うち県内就職率8割前後）

	自動車車体整備科 (定員15名)	電気配管システム科 (定員20名)	総合建築科 (定員15名)	総合実務科 (定員16名)
R4年度	9名	10名	5名	12名
R5年度	15名	5名	8枚	10名
R6年度	13名	10名	6名	10名
R7年度	15名	5名	8名	4名
R8年度	12名	5名	11名	13名

3. 主な事業の概要

I 産業人材の育成

事業名：障がい者等活躍支援事業 85,045千円

1 目的

高等技術専門学校において、障がい者等を対象とした職業訓練を施設内及び民間教育訓練機関等へ委託して実施することで、就職に必要な知識・技術を習得し、雇用の促進を図る。

2 対象

施設内訓練：知的障がい者

委託訓練：障がい者（身体、知的、精神、発達、難病、高次脳機能障害等コースにより異なる）

特別委託訓練：身体または精神障がい者

3 事業内容

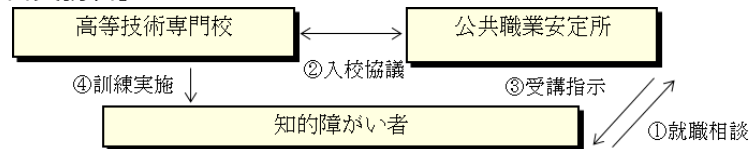
訓練名称	訓練実施機関	訓練概要
施設内訓練 (総合実務科)	高等技術専門学校	一般就労を目指した職業訓練を実施。訓練期間は1年。
委託訓練	民間教育訓練機関等 (委託：専門学校)	障がいの態様に応じた職業訓練を委託により実施。計画型訓練とオーダーメイド型訓練があり、訓練期間は1～3か月。
特別委託訓練 (障がい者IT職業訓練)	熊本ソフトウェア株式会社 (委託：専門学校)	情報処理技術者を養成するために必要な職業訓練を実施。訓練期間は2年。

5 期待する効果

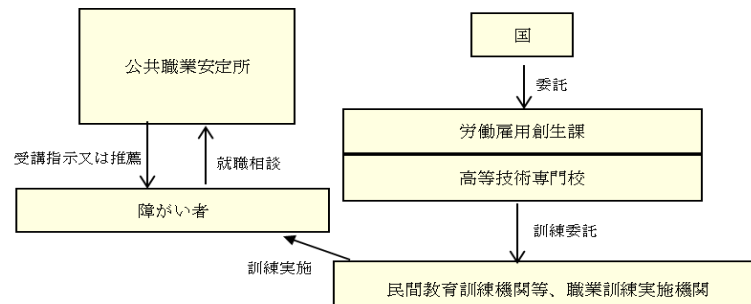
- 障がい者の能力や適性、地域のニーズに対応した多様な職業訓練を実施することによる障がい者の就職率や定着率の向上
- 企業においては、障がい者の法定雇用率達成

4 事業スキーム

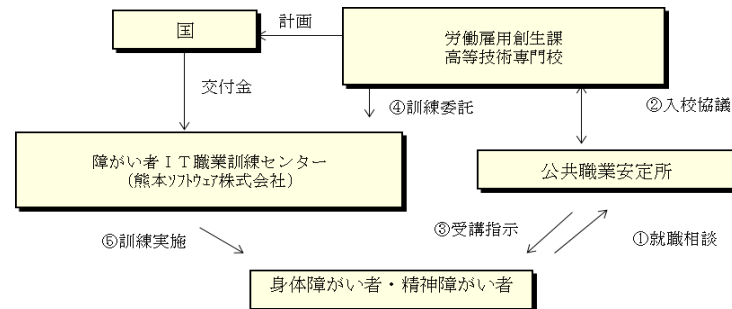
【総合実務科】



【委託訓練】



【特別委託訓練】



これまでの成果

R7実績	入校者	修了者	就職者
施設内訓練	4名	3名	4名
委託訓練	46名	集計中	
特別委託訓練	10名	9名	7名

3. 主な事業の概要

I 産業人材の育成

事業名：リスキリング応援事業 **新** 予算額：78,255千円

1 目的

県内中小企業者等の生産性を向上させ、賃上げ環境整備を図ることを目的に、事業者が雇用する労働者の能力開発を通じた人材育成として外部の教育訓練を受講させる経費について助成する。

2 対象

県内に事業所を置く中小企業者等（個人事業主を含む。）

3 事業内容

【補助対象となる訓練】

訓練の種類	要件
集合・対面形式	実訓練時間数10時間未満
オンライン形式（同時双方向型に限る）	
eラーニング	標準学習時間10時間未満 or 標準学習期間1か月未満
通信制（郵送等）	

【補助対象経費】

受講費、教材費、材料費

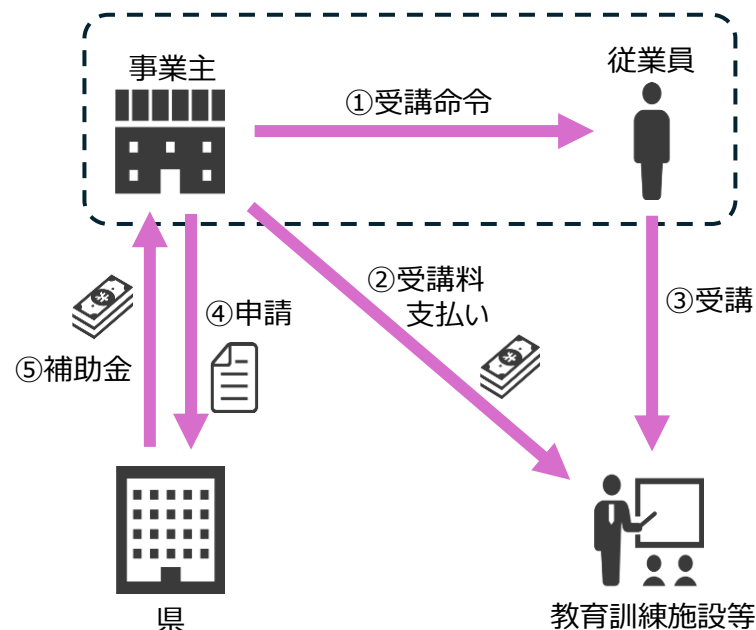
【補助金額】

補助対象経費の4分の3以内

【補助上限額】

- ・通常の従業員のリスキリング：1事業者あたり50万円
- ・育休中の従業員のリスキリング：1事業者あたり15万円

4 事業スキーム



5 期待する効果

県内の中小企業者等が従業員の能力開発を通じた人材育成に取り組む費用を助成することで、従業員が新たに身に付けた知識・技能等を業務に活用することで、事業者の生産性向上と賃上げ環境の整備に繋がることが期待できる。

また、育児休業中の従業員が自発的に取り組むリスキリングも対象とすることで、育児休業後の職場復帰への不安を軽減し、復帰後も活躍できる人材へ育成することで離職防止を図る。

3. 主な事業の概要

Ⅱ 就労支援

事業名：くまもと県内就労応援事業 予算額：18,840千円

1 目的

様々な情報発信や出会いの機会の創出により、若者にブライト企業をはじめとした県内企業の魅力を知ってもらうとともに、有業率が低い年代の女性が就労するきっかけとなる場を創出することにより、県内人手不足企業への労働移動及び県内就労促進を図る。

2 対象

- ・県内外の若者、現在働いていない女性
- ・ブライト企業を中心とした県内企業

3 事業内容

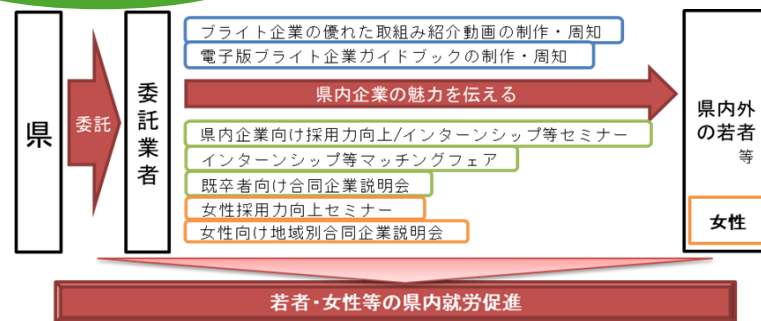
- ・県内外の若者に県内企業の魅力を伝えるため、以下の取組みを実施。

- ① ブライト企業の優れた取組み紹介動画の制作
- ② 電子版ブライト企業ガイドブックの制作
- ③ 高等学校と企業との意見交換会
- ④ 県内企業向けセミナー
- ⑤ 大学1～3年生向けインターンシップ等マッチングフェア
- ⑥ 既卒者向け合同企業説明会

- ・主として現在働いていない女性をターゲットに県内で働くきっかけを作るため、以下の取組みを実施。

- ① 女性等採用力向上セミナー
- ② 女性向け地域別合同企業説明会

4 事業スキーム



5 期待する効果

- ・若者にブライト企業をはじめとした県内企業の魅力を知ってもらうことで県内就労促進を図る。
- ・有業率が低い年代の女性が就労するきっかけとなる場を創出することにより、県内企業の人手不足解消に繋げる。

R7年度の成果

開催日	イベント名	開催方法	企業数	参加者数	延べ数
R7.6.3	高等学校と企業との意見交換会	対面	65	55	55
R7.7.29	県内企業向けインターンシップ等セミナー①	オンライン		64	64
R7.9.27	人手不足企業対象就職マッチング会	オンライン	34	86	350
R7.9.11	県内企業向けインターンシップ等セミナー②	オンライン	64		64
R7.10.18	大学生向け向けインターンシップ等マッチング会①	オンライン	34	53	179
R7.10.28	県内企業向け採用力向上セミナー	オンライン	67		67
R8.2.7	大学生向けインターンシップ等マッチング会②	オンライン	46	104	391
R7.9.25	女性採用力向上セミナー	オンライン		26	26
R7.10.16	女性向け地域別合同企業説明会 県北地域①	対面	14	55	55
R7.10.21	天草地域②	対面	10	14	14
R7.11.11	県南地域③	対面	12	15	15
R7.11.19	県央地域④	対面	19	60	60
	合計		365	532	1340

3. 主な事業の概要

Ⅱ 就労支援

事業名：若者自立支援事業

予算額：40,155千円

1 目的

就労の意思はあるものの様々な課題を抱えている者について、関係機関と連携した個々の状況に応じたきめ細かな支援により、社会的自立を促進する。

2 対象

- ・15歳～49歳で仕事に就いておらず、家事も通学もしていない者のうち、就労の意思はあるものの様々な課題を抱えている者
- ・ひきこもり状態にある者

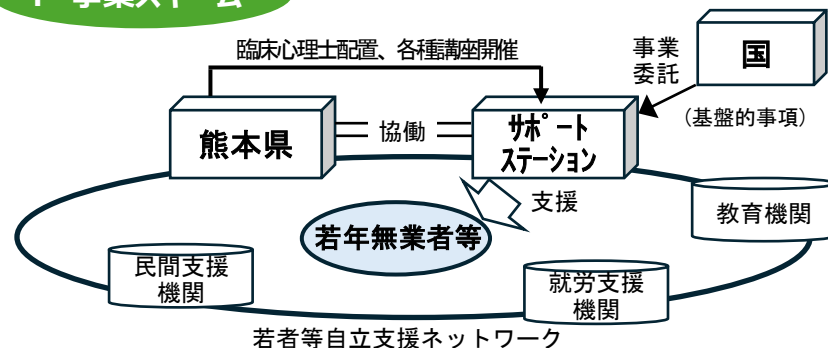
3 事業内容

国が委託設置する「若者サポートステーション」（県内3箇所）の運営や活動に対し、県においても予算を確保し、運営団体に業務委託する形で、機能強化や認知度向上を図っている。

＜サポステの主な取り組み＞ ※各種オンラインでも対応

- ・アウトリーチ（出張相談）型支援
- ・臨床心理士等による心理カウンセリング
- ・マナー講座、電話対応講座、パソコン講座等の各種講座
- ・サポステ利用者を対象としたグループワークの実施
- ・家族向けセミナーの開催
- ・短期ジョブトレーニング（就業体験）
- ・就職した者への定着支援

4 事業スキーム



5 期待する効果

- ・就労を希望しながらも、一歩が踏み出せない若者が就職活動を開始する
- ・若者等の無業化の予防
- ・課題を抱える者への効果的な支援体制・方法の確立

これまでの成果

若者サポートステーション利用実績 ※R7年度（ ）内はR6年度

	くまもと	たまな	やつしろ	計
来所者数	3,745 (3,072)	2,494 (2,514)	2,910 (2,571)	9,149 (8,157)
相談件数	2,399 (2,080)	3,807 (3,746)	3,387 (2,925)	9,593 (8,751)
セミナー参加者数	1,896 (1,671)	958 (946)	577 (586)	3,431 (3,203)
進路決定者数	36 (45)	56 (68)	86 (75)	178 (188)

3. 主な事業の概要

Ⅲ 労働環境の改善

事業名：熊本県ブライト企業推進事業 予算額：4,071千円

1 目的

働く人がいきいきと輝き、安心して働き続けられる企業を「ブライト企業」として認定し、その優れた取組みを広く周知することにより県全体の労働環境や処遇の向上を図るとともに、若年者の県内就職を促進する。

2 対象

正社員の採用に関する権限がある事業所を熊本県内に有する法人、個人事業主又は企業組合で、雇用保険及び社会保険への加入があり、就業規則を整備している者。

3 事業内容

・平成27年度から年に1回認定しており、認定期間は、3年間。4つの基本要件を基に応募要件10項目、審査項目20項目で審査を実施。

【基本要件】

- ①従業員とその家族の満足度が高い
- ②地域に雇用を生み出している
- ③地域社会・地域経済への貢献度が高い
- ④安定した経営を行っている

・ブライト企業に対して、更なる労働環境や処遇の改善を目的としたセミナー等を実施。

・ワンストップジョブサイトくまもとへの掲載などを通じてブライト企業のPRを実施（PRは、「くまもと県内就労応援事業」でも実施）。

4 事業スキーム



5 期待する効果

- ・従業員や求職者から見て魅力のある企業を、広く県民等にPRすることで、県内に魅力的な企業があることを知ってもらい、若者の県内就職を促進する。
- ・ブライト企業に対して、更なる労働環境や処遇の改善を目的としたセミナー等を実施することで、ブライト企業の質の向上を図る。

これまでの成果

- ・令和7年度は新規147社、更新66社を認定し、現在の認定企業は546社（R8.4末時点）まで増加。
- ・ブライト企業認定制度が広く知られるようになったことで、採用活動が有利になったとの認定企業の声がある。
- ・県内高校生の県内就職率が、平成29年の56.8%から、令和7年は67.1%まで向上。

3. 主な事業の概要

Ⅲ 労働環境の改善

事業名：女性・高齢者の活躍に向けた就労応援事業 新

予算額：163,216千円

1 目的

人手不足の解消とともに、女性や高齢者など性別・年齢にかかわらず活躍できる社会の実現のため、個々の事情に応じた勤務が可能となる職場づくりが必要。職場環境の改善や短時間・短期間勤務など、女性や高齢者を中心に従業員の多様な働き方を推進し、具体的な取組みを行う中小企業・小規模事業者を支援する。

2 対象

- 【女性が働きやすい職場環境整備支援事業】
一定の賃上げを実施した県内中小事業者等
- 【短期間・短時間雇用導入支援事業】
県内中小事業者等

3 事業内容

【女性が働きやすい職場環境整備支援事業】
事業所内の女性専用施設（トイレ、更衣室等）の整備を行う事業者に対して助成を行う。

負担割合：県 3/4(上限200万円) 事業者 1/4

【短期間・短時間雇用導入支援事業】

※（公財）熊本県雇用環境整備協会への補助

a:スポットワーク仲介サービスを利用した際に支払う仲介手数料の一部を補助

負担割合：県 3/4(上限30万円)

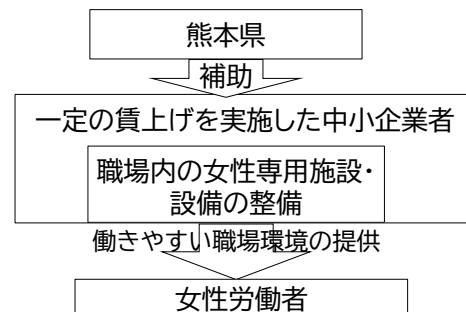
b:「短時間正社員制度」を創設して実際に短時間正社員への転換等を行った事業者に対して助成等を行う

負担割合：一人10万円(上限30万円)

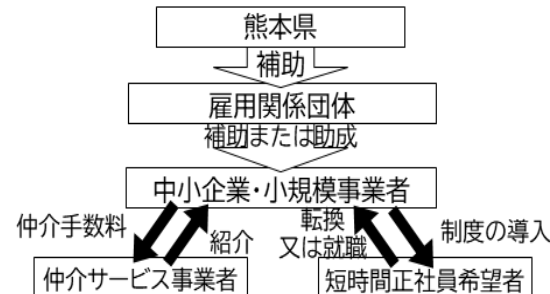
+ 制度新設 3/4補助(上限10万円)

4 事業スキーム

【女性が働きやすい職場環境整備支援事業】



【短期間・短時間雇用導入支援事業】



5 期待する効果

- ・女性が働きやすい職場環境（女性専用トイレ等）の整備を支援することにより、大きな潜在労働力である女性の就労促進と定着率の向上を促し、中小企業の生産性の向上と経営基盤の強化につながることを期待できる。
- ・スポットワークの活用や短時間正社員制度を推進することで多様な働き方が可能となり、女性や高齢者等の活躍の機会が増加するとともに、中小企業の人手不足の解消につながることを期待できる。